

交企発第482号
交機発第384号
平成12年12月20日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

二輪車セーフティ・ライダー・クラブの育成について（一般通達）

二輪運転者及び若年運転者の交通事故防止活動の一環として、下記のとおり二輪車セーフティ・ライダー・クラブの育成を図ることとしたから、効果の挙がるよう積極的に推進されたい。

記

1 育成の趣旨

二輪車は、その軽敏性、機動性等の特性に加え、規制緩和や二輪車自体のファッション性が若者に受け入れられ、その保有状況は年々増加傾向を示し、二輪車事故の増加が懸念される。

そのため、「二輪車の安全な利用による優良運転者への育成」を主眼とした「二輪車セーフティ・ライダー・クラブ」を育成し、これら二輪車の安全な利用を促進するとともに、二輪車の交通事故防止を図る。

2 育成要領等

別紙のとおり。

3 留意事項

- (1) 二輪車セーフティ・ライダー・クラブは、その趣旨及び目的を理解し、自発的な意思の下に加入する者を対象とし、組織化を強行したり、過大な活動を課すなど、押し付けととられないよう配慮すること。
- (2) 既存組織を二輪車セーフティ・ライダー・クラブとして発足させる場合は、そのリーダー等に対し、構成員の使用する二輪車が不法改造や整備不良でないかを点検し、これを整備させた上で加入させるよう指導すること。
- (3) 二輪車セーフティ・ライダー・クラブは、既存の良質な組織として活動中のクラブ等を基盤とするほか、単独あるいは小集団で暴走する者や交通安全に無関心な二輪車愛好者を積極的に加入させ、組織構成員としての心理的連帯感を醸成するとともに、その者の資質、安全意識等を把握して具体的指導を行うこと。
- (4) 各季の交通安全運動への参加のほか、自主的な交通安全活動を促進するとともに、優良運転者の育成を図るため、優良な会及び会員に対する賞揚について配慮すること。

【別紙及び別記省略】